

令和 3 年 4 月 23 日

保 護 者 樣

大阪市立川辺小学校
校長 兵庫 唯史

緊急事態宣言発出時の登下校時刻の確認について

保護者の皆様には、平素より本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪府に緊急事態宣言が発出された場合、1.2 時限目と 5.6 時限目は、家庭における学習の時間として設定されることが、市教委から示されました。

しかし、

※ご家庭で児童の監護ができない場合や児童に留守番させることが困難な場合等は、学校に相談してください。

※児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは学校で自主学習を行います。

となっております。

そこで、本校といたしましては、お子様の登下校の時刻を確認させていただきたいと存じます。下記にご記入いただき、4月26日に担任までご提出ください。

き-----り-----と-----り

() 年 () 組

兒童名

どちらかに〇印をご記入ください。

☆緊急事態宣言下の登校時刻について

() 8:10~8:30に登校します。

() 10:10~10:30に登校します

☆下校時刻について

() 給食終了後 13:30 ごろ下校します。

() 通常の時間 (5 時限または 6 時限) 終了後下校または
「いきいき活動」に